

## 仕様書

### 1. 総則

#### (1) 件名

船場地区学校建設検討調査業務委託

#### (2) 目的

箕面市（以下「市」という。）では、小学1年生でも容易に歩ける距離を1キロメートルとし、小学校を中心に概ね1キロメートル圏内をその校区として設定しているが、船場東・船場西地区においては、その圏域から外れる地域が一部あり、児童が長時間かけて通学している現状がある。

北大阪急行線の延伸の具体化により、船場地区において人口増加が見込まれる中で、小学校の適正な立地を確保し、船場地区に良好な教育環境を創出することは、魅力あるまちづくりにおいて必要不可欠である。

本業務は、新たな小学校の建設を検討するにあたり、その適正な校区規模や校区割の検討及び学校建設候補地の選定等を行うものである。

#### (3) 受託者の義務

① 受託者は、本業務を遂行するにあたって、市の意図及び目的を十分に理解した上で、経験豊富かつ業務内容に精通した者を総括責任者及び担当者に定め、また、適正な人員を配置し、正確丁寧に行わなければならない。

② 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係法令や契約書、本仕様書を遵守するとともに、市担当職員と常に密な連絡を取り、その指示に従わなければならない。

#### (4) 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た事項を第三者に洩らしてはならない。なお、この秘密保持義務は、本業務終了後も継続するものとする。

#### (5) 疑義

受託者は、本業務を遂行する上で疑義が生じた場合には、その都度速やかに市と協議の上、その指示に従うこと。

#### (6) 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本業務完了後であっても、失策又は不備等が発見された場合、速やかに成果品の訂正をしなければならない。これに要する費用は、受託者の負担とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 基礎調査

① 現状の校区範囲や通学時間等を整理する。

② 児童数及び学級数の現状把握及び将来推計を行う。

③ 各小学校の敷地、校舎、運動場、教室数等を整理する。

- (2) 校区の適正規模に関する検討及び校区割の作成
  - ① 校区規模を長期的に適正に保つための指標を設定する。
  - ② 上記①により全市域の現行の校区割を評価する。
  - ③ 上記①及び②を踏まえながら、船場地区に新設する小学校区の規模及び他校区の調整の必要性を検討する。
  - ④ 上記③の結果に基づき、校区割の素案を複数パターン作成し、それぞれのパターンについて課題を整理する。なお、校区割の作成に当たっては、道路や河川等の地理的境界や、町丁目の境界を基本とすること。
- (3) 船場地区における学校建設候補地の選定
  - ① 必要な敷地面積等を整理した上で、建設候補地を複数抽出する。
  - ② 立地条件や環境条件等、候補地の選定に関する評価項目を設定する。
  - ③ 上記②の評価項目に基づき、建設候補地を比較検討した上で、採用すべき候補地を選定する。
- (4) 本業務に関して、市が関係者等への説明や調整に必要とする資料の作成

### 3. 業務の遂行にあたっての留意点

- (1) 受託者は、本事業において遵守すべき法令等を考慮し、得た情報や検討経緯を踏まえ、市と事前に十分な協議を行った上で業務を遂行すること。
- (2) 受託者は本業務に必要な資料の収集を行うものとし、市は必要な協力を行う。
- (3) 打ち合わせは随時行い、その都度議事録を提出し、市の承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、業務に必要な人員を用意し、市からの各種指示等に対して迅速に対応できるようにすること。

### 4. 業務期間

- (1) 業務期間は、契約締結の日から平成29年9月29日までとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務計画書を策定し、業務の遂行に遅れが生じないようにしなければならない。
- (3) 平成29年2月末日までに校区調整に関する分析結果（2. 業務内容（2）の①～③）を報告すること。また、同年5月末日までに中間報告書（2. 業務内容の（1）及び（2）①～④）を提出すること。

### 5. 提出書類

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、以下の書類を提出し、市の承認を得るものとする。
  - ① 着手届
  - ② 業務計画書
  - ③ その他必要な書類 月単位の工程表（打合せ計画を含む）等
  - ④ 完了届
- (2) 提出時期は、①～②は業務開始時、③は必要の都度、④は業務完了時とする。

## **6. 成果品**

成果品は、報告書（中間報告・最終報告）（紙媒体）各5部、報告書及び本業務のバックデータを記録した電子媒体（CD-R）一式とする。なお、各種データについては、業務終了後に市が操作・加工可能なデータ形式とすること。

## **7. 成果品の検査及び引渡し**

受託者は、本業務完了時に市の検査を受けなければならない。本業務の検査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し業務の完了とする。

## **8. その他**

本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項については市と協議の上これを決定する。

以上